

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第93号及び同第106号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（行情）答申第390号及び同第402号）

事件名：補正依頼文書を組織的に利用していることが分かる文書（平成26年度特定課分）の一部開示決定に関する件（文書の特定）
「H26年度 補正書（組織共用したことがわかる文書を含む）（特定課分）」の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる請求1及び請求2（以下、併せて「本件請求文書」という。）につき、「平成26年度補正依頼書（特定課分）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った、平成27年10月30日付け27受文科初第2234号による一部開示決定（以下「処分1」という。）及び同日付け27受文科初第2240号による一部開示決定（以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書の全てを対象として処分されていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、請求1及び請求2についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容からでは文書の特定が困難であるため、補正依頼を行い、文書を「平成26年度 補正依頼書（特定課分）」に特定して、開示としたところ、異議申立人から、下記の理由により、開

示決定の取消しを求める旨の異議申立てがなされたところ。

(異議申立て理由)

開示請求に係る行政文書の全てを対象として処分されていない。

2 不開示決定の妥当性について

文部科学省は、開示請求に係る行政文書の全てを対象として処分している。

請求に当たっては、念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

なお、異議申立人は、開示決定した文書の閲覧等を行っていないため、何をもって異議申立て理由を主張するのかが不明ではあるものの、本件諮問に際しては、改めて行政文書ファイルを検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、開示決定とした原処分は妥当であり、異議申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年(行情)諮問第93号及び同第106号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理(諮問第93号及び同第106号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 同年8月29日 審議(同上)
- ④ 同年10月6日 諮問第93号及び同第106号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、請求1及び請求2(本件請求文書)の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする決定(処分1及び処分2)をそれぞれ行った。

異議申立人は、開示請求に係る行政文書の全てを対象として処分されていないとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経

緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 請求2は、(i)平成26年度の補正依頼に係る文書(特定課分)及び(ii)上記(i)の文書を組織共用していたと分かる文書の開示を求めるものであり、請求1は、(ii)の文書の開示を求めるものであると考えられる。

処分1及び処分2では、(i)及び(ii)に該当する文書として平成26年度における全ての補正依頼文書(特定課分)である本件対象文書を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とした。

イ 異議申立書の異議申立ての理由には、「開示請求に係る行政文書の全てを対象として処分されていない。」と記載があるのみで、異議申立人が具体的にどのような理由をもってそのような主張をしているか不明であるが、以下のとおり文部科学省では本件対象文書以外に開示請求の対象となる文書を保有していない。

(ア) 特定課においては、平成26年度に開示請求に係る補正依頼を文書によって複数回行ったことが確認できたことから、誰に対する補正依頼であるかは関係なく、確認できる全ての補正依頼に係る文書を原処分において特定した。

(イ) したがって、異議申立人の文書特定に対する主張は、上記ア(i)については問題としておらず、問題にしているのは上記ア(ii)を特定していないことに対する異議であるとも考えられるが、ある文書を行政文書として日常の業務に使用している際に、わざわざ、当該文書が行政文書に該当する理由を記載した別途の文書を作成することなど行うはずはなく、強いていえば、上記ア(ii)に該当する文書は、平成26年度における全ての補正依頼文書(特定課分)そのものであるとしかいいようがない。

(ウ) 念のため、諮問後、文部科学省の書庫・ロッカー等を探索したが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

ウ 以上のことから、文部科学省では、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書は保有しておらず、原処分における文書の特定は妥当であると考えられるものである。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として、特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定

し、一部開示した各決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件請求文書）

請求 1（諮問第 9 3 号） 補正依頼文書を組織的に利用していることが分かる文書 H 2 6 年度（特定課分）

請求 2（諮問第 1 0 6 号） H 2 6 年度補正書（組織共用したことがわかる文書を含む）（特定課分）